

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

## ○蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

時間、休暇等に関する条例

(平成十九年三月二十八日)  
条例 第一七七八号

改正 令和元年二月二十四日条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第二条 勤務時間、休暇等に關する必要な事項は、蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に關する条例（平成七年蒲郡市条例第三号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

（読み替規定）

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

廃止

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年蒲郡市幸田町衛生組合条例第一号）は、廃止する。

附 則（令和元年条例第二号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。